

庄内北部定住自立圏の形成に関する

協 定 書

平成26年12月26日

酒田市 庄内町

庄内北部定住自立圏の形成に関する協定書

酒田市（以下「甲」という。）と庄内町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4に規定するものをいう。以下同じ。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し連携を図りながら、酒田市、三川町、庄内町及び遊佐町の区域（以下「圏域」という。）に必要な都市機能及び生活機能を確保し、安心して暮らせる庄内北部定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策分野において相互に役割を分担し、連携して取り組むものとする。

（連携して取り組む政策分野及び内容等）

第3条 甲及び乙が連携して取り組む政策分野は次に掲げるものとし、具体的な取組み（以下「連携する取組み」という。）の内容並びに当該取組みにおける甲及び乙の役割は、別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野（別表第1）
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表第2）
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野（別表第3）

（事務執行に当たっての費用負担等）

第4条 連携する取組みを推進するため必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、甲乙協議してそれぞれ当該費用を負担するものとする。

2 前項の費用の負担、連携する取組みの推進に必要となる手続その他の事項については、甲乙協議してその都度別に定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 甲及び乙は、この協定の内容を変更しようとするときは、協議してこれを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめそれぞれの議会の議決を経るものとする。

（協定の廃止）

第6条 甲又は乙は、この協定の全部又は一部を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経てその旨を他方に通告するものとする。

2 前項の通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

（疑義の解決）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年12月26日

甲 酒田市本町二丁目2番45号
酒田市

酒田市長

本間正巳



乙 東田川郡庄内町余目字町132番地1
庄内町

庄内町長

原田真樹



別表第1（第3条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

1 医療

(1) 休日及び夜間における診療体制の充実

| | |
|---------|--|
| 取組みの内容 | 圏域内の休日及び夜間の診療体制確保のため、甲が開設する「酒田市休日診療所」及び日本海総合病院において酒田地区医師会の協力により実施する「平日夜間診療事業」の維持継続とともに、圏域内の住民に対し、これら初期救急医療施設の適正な利用に関する普及啓発を図る。 |
| 甲 の 役 割 | 甲は、酒田市休日診療所の円滑な運営及び日本海総合病院が実施する平日夜間ににおける救急医療に対して支援を行い、初期救急医療の確保・充実を図る。 甲の住民に対し、休日及び夜間における初期救急医療施設の適正な利用に関する普及啓発を行う。 |
| 乙 の 役 割 | 乙の住民に対し、休日及び夜間における初期救急医療施設の適正な利用に関する普及啓発を行う。 |

(2) 地域救急医療体制の充実支援

| | |
|---------|---|
| 取組みの内容 | 圏域内の救急医療体制の充実強化を図るため、関係機関・団体の連携促進や救急車の適正利用に関する普及啓発等を図る。 |
| 甲 の 役 割 | 甲は、乙及び関係機関・団体と連携し、甲の住民に対し、救急車の適正な利用や救急搬送基準に関する普及啓発を行う。 |
| 乙 の 役 割 | 乙は、甲及び関係機関・団体と連携し、乙の住民に対し、救急車の適正な利用や救急搬送基準に関する普及啓発を行う。 |

(3) 医療機関の連携、ネットワーク化（ちょうかいネット）

| | |
|---------|---|
| 取組みの内容 | 圏域内の住民に対し、一貫した治療方針のもと切れ目のない医療を提供する医療連携体制を構築するため、関係医療機関による医療情報の共有化を図る。 |
| 甲 の 役 割 | 甲は、医療情報のネットワーク化を推進している団体との連携を図るとともに、甲の区域に所在する医療機関に対する医療情報ネットワークへの参加の働きかけ等を支援する。 |
| 乙 の 役 割 | 乙は、乙の区域に所在する医療機関に対する医療情報ネットワークへの参加の働きかけ等を支援する。 |

(4) 看護師確保対策

| | |
|---------|---|
| 取組みの内容 | 圏域内の看護師を確保するため、甲及び乙が連携して看護師確保に向けた取組みを行うとともに、甲が設置する酒田看護専門学校からの圏域医療機関への定着増等に向けた取り組みを行う。 |
| 甲 の 役 割 | 甲の住民に対して、潜在看護師の掘り起こしのため募集活動を行うとともに、乙の情報を活用しながら酒田看護専門学校の圏域医療機関への定着増に向けた取組みを行う。 |
| 乙 の 役 割 | 乙の住民に対して、潜在看護師の掘り起こしのための募集活動を行うとともに、甲と連携し、酒田看護専門学校の圏域医療機関への定着増に向けた取組みに協力する。 |

(5) がん検診受診率向上に向けた取組みの拡大

| | |
|---------|---|
| 取組みの内容 | 圏域内の住民の生命・健康を守るため、甲及び乙が連携して、がんの早期発見・早期治療に有効な検診の啓発活動を推進し、職域への受診向上を働きかけるなど、受診率の向上に向けた取り組みを行う。 |
| 甲 の 役 割 | 啓発のための広報活動や講演会の開催、職域の受診状況の実態調査や受診勧奨等について、乙と連携して取り組むとともに、その調整を図る。 |
| 乙 の 役 割 | 上記甲の取組みについて、甲と連携して取り組む。 |

2 福祉

(1) 児童センター、子育て支援センターの相互利用

| | |
|---------|--|
| 取組みの内容 | 圏域内の子育て環境の充実を図るため、甲が設置する児童センター並びに甲及び乙が設置する子育て支援センターについて、甲及び乙の住民を対象に事業を展開する。 |
| 甲 の 役 割 | 甲が設置する児童センター及び子育て支援センターで実施する育児相談、育児講座等の事業について、乙の住民が今後も利用できるようにするとともに、甲の住民に対し、乙の子育て支援センターの利用に関する周知を行う。 |
| 乙 の 役 割 | 乙が設置する子育て支援センターで実施する育児相談、育児講座等の事業について、甲の住民が今後も利用できるようにするとともに、乙の住民に対して、甲の児童センター及び子育て支援センターの利用に関する周知を行う。 |

(2) 病児・病後児保育施設の広域利用

| | |
|---------|---|
| 取組みの内容 | 圏域内の子育て環境の充実を図るため、圏域内に設置されている病児・病後児保育施設について、甲及び乙の住民を対象に事業を展開する。 |
| 甲 の 役 割 | 甲が設置する病児・病後児保育施設を乙の住民も利用できるようにするとともに、取組みの調整を図る。 |
| 乙 の 役 割 | 乙の住民に対して、甲が設置する病児・病後児保育施設の利用に関する周知を行う。 |

(3) ファミリーサポートセンターの相互利用

| | |
|---------|---|
| 取組みの内容 | 圏域内の子育て支援の充実を図るため、圏域内のファミリーサポートセンターについて、甲及び乙の住民を対象に事業を展開する。 |
| 甲 の 役 割 | 甲が実施するファミリーサポートセンター事業について、甲に勤務する乙の住民が今後も利用できるようにするとともに、取組みの調整を図る。 甲の住民に対し、乙が実施するファミリーサポートセンター事業の利用に関する周知を行う。 |
| 乙 の 役 割 | 乙が実施するファミリーサポートセンター事業について、乙に勤務する甲の住民が利用できるようにする。 乙の住民に対して、甲が実施するファミリーサポートセンター事業の利用に関する周知を行う。 |

(4) 介護関係職員の連携強化

| | |
|---------|---|
| 取組みの内容 | 圏域内の介護職員のケアマネジメント能力の強化及び相互協力体制の構築を図るために、介護関係従事者を対象とした研修会等を実施する。 |
| 甲 の 役 割 | 介護関係従事者を対象とした研修会等の開催等について、乙と連携して取り組むとともに、その調整を図る。 |
| 乙 の 役 割 | 上記甲の取組みについて、甲と連携して実施する。 |

(5) 地域密着型サービス（認知症対応型共同生活介護）利用支援

| | |
|---------|---|
| 取組みの内容 | 圏域内の認知症高齢者の支援の充実を図るため、圏域内にある認知症対応型共同生活介護サービス事業所（認知症高齢者グループホーム）の利用について、甲及び乙の住民が相互に利用できるよう調整を行い、認知症に係る介護事業の充実を図る。 |
| 甲 の 役 割 | 甲の区域に所在する認知症対応型共同生活介護サービス事業所を乙の住民も利用できるようにするとともに、取組みの調整を図る。 |
| 乙 の 役 割 | 乙の区域に所在する認知症対応型共同生活介護サービス事業所を甲の住民も利用できるようにする。 |

3 教育

(1) スポーツ振興の推進

| | |
|---------|--|
| 取組みの内容 | 圏域内のスポーツの振興を図るため、甲及び乙が実施しているスポーツイベント、スポーツ教室（以下、「スポーツイベント等」という。）やスポーツ活動の支援について、甲及び乙が連携して取り組む。 |
| 甲 の 役 割 | 甲が実施するスポーツイベント等について、乙の住民が今後も参加できるようにするとともに、乙が実施するスポーツイベント等への参加に関する周知を行う。 |
| 乙 の 役 割 | 乙が実施するスポーツイベント等について、甲の住民が今後も参加できるようにするとともに、甲が実施するスポーツイベント等への参加に関する周知を行う。 |

(2) 文化振興事業の連携推進

| | |
|---------|--|
| 取組みの内容 | 圏域内の文化振興を図るため、圏域内のホールで実施している自主事業について連携を図るとともに、広域的な広報活動を実施する。 |
| 甲 の 役 割 | 乙と連携しながら、甲の住民に対し、乙の地域で実施される事業も含めた広報活動を行う。 |
| 乙 の 役 割 | 甲と連携しながら、乙の住民に対し、甲の地域で実施される事業も含めた広報活動を行う。 |

(3) 生涯学習・社会教育事業の相互利用

| | |
|---------|--|
| 取組みの内容 | 圏域内の住民がより多様な学習機会を得られるよう、甲及び乙が実施しているイベント、教室、各種講座（以下「各種講座等」という。）について、甲及び乙の住民を対象に事業を実施する。 |
| 甲 の 役 割 | 甲が実施する各種講座等について、乙の住民も利用できるようにするとともに、乙が実施する各種講座等の利用に関する周知を行う。 |
| 乙 の 役 割 | 乙が実施する各種講座等について、甲の住民が今後も利用できるようにするとともに、甲が実施する各種講座等の利用に関する周知を行う。 |

(4) 文化財の保護及び利活用の推進

| | |
|---------|---|
| 取組みの内容 | 圏域内の文化財・史跡等の適切な保護及び有効活用を図るため、多様な文化遺産の情報を相互に周知するとともに、圏域全体での有形文化財の展示や無形文化財の公演など広域連携を図る。 |
| 甲 の 役 割 | 甲の住民に対して、圏域内の文化財・史跡等の多様な文化遺産の情報を周知するとともに、乙と連携して文化遺産の展示等により、その利活用を図る。 |
| 乙 の 役 割 | 乙の住民に対して、圏域内の文化財・史跡等の多様な文化遺産の情報を周知するとともに、甲と連携してその利活用を図る。 |

4 産業

(1) 圏域観光物産事業の推進

| | |
|---------|---|
| 取組みの内容 | 圏域内の観光物産振興のため、甲及び乙が連携して観光資源の掘り起こし、PRや情報発信の強化を図るとともに、圏域の観光物産振興をより一層強化する。 |
| 甲 の 役 割 | 圏域の観光物産振興のため、乙と連携して関係機関との連携・調整及び企画運営を行う。 |
| 乙 の 役 割 | 甲と連携して、関係機関との連携、調整及び企画運営に協力する。 |

(2) 企業振興、企業誘致等の推進

| | |
|---------|---|
| 取組みの内容 | 圏域内の企業振興、圏域内への企業誘致等により地域経済の活性化を図るため、甲及び乙が連携して圏域内の企業PRや優良企業の誘致に向けた取り組みを行う。 |
| 甲 の 役 割 | 甲及び乙の地域における地域経済の活性化のため、関係機関と調整し各種方策に取り組む。 |
| 乙 の 役 割 | 甲と連携して各種方策に取り組む。 |

(3) 農産物のブランド化の推進

| | |
|---------|--|
| 取組みの内容 | 圏域内の農産物のイメージアップ及びブランド力の向上のため、首都圏等においてブランド農産物のPRや販売促進活動を行う。 |
| 甲 の 役 割 | 乙と共同してブランド農産物のPRや販売促進活動に取り組むとともに、取組みの調整を図る。 |
| 乙 の 役 割 | 甲と共同してブランド農産物のPRや販売促進活動に取り組む。 |

(4) 育苗施設の広域利用

| | |
|---------|---|
| 取組みの内容 | 圏域内の産地化の拡大・強化を図るため、育苗施設について、甲乙協議の上、圏域全体で利用できるように調整し利用拡大を図る。 |
| 甲 の 役 割 | 育苗施設の広域利用について乙と協議し、甲の住民に育苗施設の利用に関する周知を行う。 |
| 乙 の 役 割 | 育苗施設の広域利用について甲と協議し、甲の住民が今後も利用できるようする。 |

5 その他

(1) 相談事業の拡大

| | |
|---------|---|
| 取組みの内容 | 圏域内の住民の安全・安心を確保するため、甲が実施する法律相談及び消費生活相談について、甲及び乙の住民を対象に実施する。 |
| 甲 の 役 割 | 甲が実施する法律相談及び消費生活相談について、乙の住民も利用できるようにするとともに、取組みの調整を図る。 |
| 乙 の 役 割 | 乙の住民に対して、甲の実施する法律相談及び消費生活相談の利用に関する周知を行う。 |

(2) 男女共同参画推進センターの広域利用

| | |
|---------|--|
| 取組みの内容 | 圏域内の男女共同参画社会の形成を促進するため、甲が設置する酒田市男女共同参画推進センターについて、甲及び乙の住民を対象に事業を実施する。 |
| 甲 の 役 割 | 酒田市男女共同参画推進センターで実施する事業について、乙の住民も利用できるようにするとともに、取組みの調整を図る。 |
| 乙 の 役 割 | 乙の住民に対して、酒田市男女共同参画推進センターの利用に関する周知を行う。 |

(3) 公益活動支援センターの広域利用

| | |
|---------|--|
| 取組みの内容 | 圏域内の公益活動団体の活動を促進するため、甲が設置する酒田市公益活動支援センターについて、甲及び乙の住民を対象に事業を実施する。 |
| 甲 の 役 割 | 酒田市公益活動支援センターで実施する事業について、乙の住民も利用できるようになるとともに、取組みの調整を図る。 |
| 乙 の 役 割 | 乙の住民に対して、酒田市公益活動支援センターの利用に関する周知を行う。 |

(4) 国際交流サロンの広域利用

| | |
|---------|--|
| 取組みの内容 | 圏域内の外国出身者が暮らしやすい環境づくりを進めるため、甲が設置する酒田市国際交流サロンについて、甲及び乙の住民を対象に事業を実施する。 |
| 甲 の 役 割 | 酒田市国際交流サロンで実施する事業について、乙の住民も利用できるようになるとともに、取組みの調整を図る。 |
| 乙 の 役 割 | 乙の住民に対して、酒田市国際交流サロンの利用に関する周知を行う。 |

(5) 環境共生社会の実現

| | |
|---------|---|
| 取組みの内容 | 圏域内の豊かな自然を守り環境を維持するため、甲及び乙が連携して環境保全、循環型社会の構築等に取り組む。 |
| 甲 の 役 割 | 乙と連携して、環境保全、循環型社会の構築等に取り組むとともに、その調整を図る。 |
| 乙 の 役 割 | 甲と連携して、環境保全、循環型社会の構築等に取り組む。 |

(6) 消防防災・災害対応体制の充実

| | |
|---------|---|
| 取組みの内容 | 圏域内の消防防災体制及び災害発生時の対応充実を図るため、圏域内で情報共有しながら、災害発生時に、その被災を最小限に抑えるとともに、避難者支援の充実に取り組む。 |
| 甲 の 役 割 | 甲は関係団体と連携を図りながら、乙と連携して情報の共有化に努めるとともに、災害発生時には乙と連携して災害対応と避難者等の支援を行う。 |
| 乙 の 役 割 | 乙の関係団体と連携を図りながら、甲と連携して情報の共有化に努めるとともに、災害発生時には甲と連携して災害対応と避難者等の支援を行う。 |

別表第2（第3条関係）

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 交通インフラの整備

(1) 道路・鉄道等インフラ整備の推進

| | |
|---------|---|
| 取組みの内容 | 圏域内の住民の利便性や物流機能の向上を図るために、道路や鉄道の交通アクセスの確保と強化等、圏域のネットワーク化に繋がる交通網の整備を推進する。 |
| 甲 の 役 割 | 国道等の高規格化の推進等、交通機能の整備促進に係る関係機関への働きかけや早期実現に向けた活動を展開し、圏域の交通インフラ整備を推進するうえで、中心的な役割を担う。 |
| 乙 の 役 割 | 甲と連携し、国道等の高規格化の推進等、交通機能の整備促進に係る関係機関への働きかけや早期実現に向けた活動を展開し、圏域の交通インフラ整備をともに推進する。 |

(2) 市町道ネットワークの向上

| | |
|---------|---|
| 取組みの内容 | 圏域内の地域間ネットワークの安全な通行確保を図るために、甲乙間の市町道に係る橋梁等の現状を把握し、長寿命化に向けた修繕計画の策定及び修繕工事を実施するとともに、除雪における路線交換等により、効率化及び低コスト化を図る。 |
| 甲 の 役 割 | 行政区域に跨る道路施設について、乙と協議のうえ、長寿命化修繕計画や除雪計画の策定を行い、計画的で効率的な維持管理を行う。 |
| 乙 の 役 割 | 行政区域に跨る道路施設について、甲と協議のうえ、長寿命化修繕計画や除雪計画の策定を行い、計画的で効率的な維持管理を行う。 |

2 地域内外の住民との交流

グリーン・ツーリズムの推進

| | |
|---------|--|
| 取組みの内容 | 圏域内のグリーン・ツーリズムの推進を図るために、甲及び乙が実施する取組みの連携を強化する。 |
| 甲 の 役 割 | 甲の区域内のグリーン・ツーリズムに関する受け入れ体制を整備するとともに、乙と協力して圏域内の連携を強化する。 |
| 乙 の 役 割 | 乙の区域内のグリーン・ツーリズムに関する受け入れ体制を整備するとともに、甲と協力して圏域内の連携を強化する。 |

3 その他

婚活支援事業の拡大

| | |
|---------|--|
| 取組みの内容 | 圏域内の若者の成婚を促進するため、男女の出会いの場の創出、成婚化に向けての各種方策に甲及び乙が連携して取り組む。 |
| 甲 の 役 割 | 乙と連携し、効果的な事業の企画、運営を行うとともに、取組みの調整を図る。 甲の行う婚活支援事業を乙の住民や団体等も利用できるようにするとともに、甲の住民に対して、乙の婚活支援事業に関する周知を行う。 |
| 乙 の 役 割 | 甲と連携し、効果的な事業の企画、運営を行う。 乙の行う婚活支援事業を甲の住民や団体等も利用できるようにするとともに、乙の住民に対して、甲の婚活支援事業に関する周知を行う。 |

別表第3（第3条関係）

圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

1 圏域内市町職員等の交流

合同研修及び人事交流の実施

| | |
|---------|--|
| 取組みの内容 | 職員の広域的視点でのマネジメント能力の強化及び人的ネットワークの構築を図るため、圏域内における人事交流を行うとともに、必要に応じ、地域の活性化等、圏域内における共通の課題をテーマとした合同研修を行う。 |
| 甲 の 役 割 | 乙と連携して、市町間の人的交流などの取組みを行い、その調整を図る。 |
| 乙 の 役 割 | 甲と連携して、市町間の人的交流などの取組みを行う。 |